

シネシティ広場及び大久保公園利用基準

代 表 決 定

(目的)

第1条 この基準は、歌舞伎町ルネッサンス事業の推進の一環として、新宿区歌舞伎町シネシティ広場（以下「広場」という。）及び新宿区立大久保公園（以下「公園」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 歌舞伎町再生に向けて、広場及び公園から新たな文化の創造と発信を行うため、以下の各号に基づき広場及び公園を利用する。

(1) 歌舞伎町ルネッサンスへの寄与

歌舞伎町ルネッサンスの趣旨である、映画・演劇・映像・演芸・音楽・ファッション・アート・スポーツ・観光・多文化共生など大衆文化及び娯楽の企画・制作・消費の拠点づくりに寄与するものであること。

(2) 賑わいの場の創出及び安全・安心空間の確保

賑わいや交流の場を創出し、また、広場及び公園の不法占拠防止等による安全・安心な公共空間の確保を図るものであること。

(3) 地域活動への寄与

歌舞伎町ルネッサンスや地域情報等の発信拠点とするための社会実験として、広告及び販売促進のためのイベントへの参加料を徴収し、その収益を地域活動のために還元するものとする。

(4) 法令遵守

広場及び公園の利用は、本基準及び各種法令に従うものであること。

(利用条件)

第3条 広場及び公園のイベントスペースは、別紙に定める場所とする。なお、利用の詳細については歌舞伎町タウン・マネージメントと協議すること。

2 利用できる期間は原則として、広場は7日以内、公園は一箇月以内とする。なお、必要に応じて歌舞伎町タウン・マネージメントと協議の上、利用期間を延長することができる。

3 広場及び公園の利用できる時間は原則として、9時から21時までとし、設営及び撤去時間を含むものとする。なお、必要に応じて歌舞伎町タウン・マネージメントと協議の上、利用時間を延長することができる。

4 本規則に定める利用者とは、会社法等、法律に定められた法人、または歌舞伎町タウン・マネージメントが法人に準じる組織と認めた実行委員会等、最終的な責任所在を

明示することが可能な団体に限る。

- 5 イベント時に使用できる音響の大きさは、「東京都の都民の安全を確保する環境に関する条例」に基づき、8時から20時までが最大60デシベル、20時から21時までは55デシベルを最大音量とする。

(広場及び公園の利用)

第4条 広場及び公園の利用は、「シネシティ広場における道路占用等に関するガイドライン」(平成20年8月29日付け、20み土占第546号みどり土木部長決定)に定める基準に準じて適応し、第2条各号の規定に即したものとする。また、それぞれの内容については、次の各号に定めるものとする。

(1) イベント

下記の項目のいずれかに該当するもの。

- ア 大衆文化・娯楽の振興や文化創造産業の振興に向けて発信するために行うもの。
- イ 区民や来街者など多くの人を楽しめる催事等であること。
- ウ 区民や来街者などの安全・安心を確保・推進するために行うもの。
- エ その他上記に類しかつ第5条各号に規定する以外のもので特に利用を認められるもの。

(2) 物販

下記の項目に該当するもの。

- ア 地域振興、国際交流及びチャリティー等を目的とした販売であり、第5条各号に規定する以外のもの。

(利用制限)

第5条 以下の各号に該当する場合は、広場及び公園の利用を禁止する。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの。
- (2) 特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの。
- (3) 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業及びこれに類するもの。
- (5) 人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、障害など、自ら主体的に変更することが困難な事項について個人または集団を攻撃、脅迫及び侮辱する差別的憎悪表現を用いた内容が含まれるもの。
- (6) 公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等に関連するもの。ただし、広場で実施され、且つイベントの内容が、健全な経済的風俗を害する恐れがなく、イベント性があるものを除く。
- (7) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの。
- (8) 広場及び公園の管理運営上支障があると認められるもの。

- (9) 広場及び公園を損傷する恐れがあると認められるもの。
- (10) 大音響、悪臭等により公衆に不快の念を与えることが予測されるもの。
- (11) 過去3年以内に、第11条に定める利用の取り消しを受けた利用者。
- (12) 過去3年以内に、第19条に定める報告書を利用終了後、相当な期間未提出な利用者。
- (13) 事業者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成等、反社会的勢力である場合。

2 本条第1項第5号但し書きについては、シネシティ広場にのみ適用し、大久保公園では適用しない。

(利用申請等)

第6条 広場または公園、若しくはその両方の利用を希望するもの（以下「利用者」という）は、あらかじめ歌舞伎町タウン・マネージメントの代表（以下「代表」という）と次の各号の内容等について協議し、利用申請書(様式1)及び以下各号を網羅した内容を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) イベント名・イベントの趣旨・概要
- (2) 広場または公園の利用形態
- (3) イベントの実施体制
- (4) スケジュール
- (5) 安全対策
- (6) その他イベントに際し必要と認められるもの

2 利用申込は利用開始日に係る月の6カ月前の1日から受付ける。なお、この受付に際し、利用者は第1項に定める書面の提出しなければならない。

(参加料金及び設備使用料)

第7条 代表は、第4条に規定するイベントを開催する利用者から、社会実験に係る参加料を別表一に定めるとおり、徴収する。ただし、代表はイベントが社会的貢献を目的として実施されると認める場合は、減額（半額）又は免除することができるものとする。

2 代表は前項の利用者が電気及び水道等を利用するときは、参加料とは別に、設備使用料として、別表二に定める料金を徴収する。

3 第1項及び前項の利用者は、参加料金及び設備使用料を第9条に定める広場及び公園利用内容審査結果通知書を受領後、14日以内に支払うものとする。ただし、代表が利用者の参加料及び設備使用料の支払いにつき、特段汲むべき事情があると判断する場合は、この限りでない。

(審査)

第8条 代表は、広場または公園、若しくはその両方の利用申請を利用申請者から受け付

けた場合、第2条から第5条の規定に基づき、申請内容について審査し、その結果を広場及び公園利用内容審査結果通知書（様式2又は様式3）により利用申請者に対し、利用の承認または不承認を遅滞なく通知しなければならない。

（協定書）

第9条 前条により承認を受けた利用者は、第7条に定める料金を納付するとともに、広場及び公園における利用に関して、代表と協定書を締結しなければならない。

（内容の変更）

第10条 利用者は、利用内容の変更等を行う場合は、事前に代表と協議し、その承認を得るものとする。

（利用の取消）

第11条 代表は、次の各号のいずれかに該当した場合、広場及び公園の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 広場及び公園利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用内容等が各種法令又はこの基準に違反している、又はそのおそれがあり、代表の改善の指示に従わなかったとき。
- (3) 利用内容により一般来街者に危険を生じさせている、又はそのおそれがあり、代表の改善の指示に従わなかったとき。
- (4) 承認された場所以外での作業又は利用を行い、代表の改善の指示に従わなかったとき。
- (5) 音響等により周辺からの苦情が出たとき又はそのおそれがあり、代表の改善の指示に従わなかったとき。
- (6) 災害その他不可抗力によって、広場の利用ができなくなったとき、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 広場及び公園の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (8) 理由を問わず、新宿区より占用許可が取り消されたとき。

2 代表は前項の規定により利用承認を取り消したときには、利用者に対して広場及び公園利用承認取消通知（様式4）により通知しなければならない。

3 代表は、前項に定める通知を行う暇がないと判断した場合、口頭にて利用者に対してこれを伝達した場合、広場及び公園利用承認取消通知を行ったものとみなすことができる。

4 代表は、あらかじめ指定した職員に、第1項から3項までの権限を委任することができる。

（利用の取り下げ）

第12条 利用者は、自己の都合により広場または公園、若しくはその両方の利用を取り下

げることができる。

- 2 前項の規定により広場または公園、若しくはその両方の利用を取り下げるときは、広場及び公園利用取下申請書（様式5）により代表に申し出なければならない。
- 3 第7条3項に規定する期間内に、特段汲むべき事情もなく参加料の納付がなかった場合、代表は利用申請者の利用申請が取り下げられたとみなすことができる。

（参加料及び施設使用料の返還等）

- 第13条 代表が第11条の規定により広場または公園、若しくはその両方の利用承認を取り消した場合、あらかじめ納付された、参加料及び施設使用料は返還しない。
- 2 利用者が第12条の規定により広場または公園、若しくはその両方の利用を取り下げた場合、すでに受け入れた参加料及び施設使用料等の返還については、別表三のとおりとする。
 - 3 代表は、広場及び公園の利用日が、災害等、利用者の責めに帰さない、特段やむを得ない事情により利用を中止したと判断した場合、その該当する日数分の参加料及び施設使用料を返還することができる。

（資機材等の設置撤去及び原状回復）

- 第14条 イベントに関する資機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は利用者の責任において実施するものとする。
- 2 利用者は前項の資機材等を撤去したときは、原状回復すとともに、清掃しゴミ等は全て持ち帰らなければならない。

（損害の補償）

- 第15条 利用者はイベントの実施によって、歌舞伎町タウン・マネージメント、新宿区又は第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において補償等の適切な措置を講じなければならない。

（利用による広場及び公園の毀損等への対応）

- 第16条 利用者は広場及び公園を毀損又は汚損したときは、速やかに復旧しなければならない。
- 2 利用者は広場及び公園の毀損又は汚損等を発見したときは、速やかに歌舞伎町タウン・マネージメントに報告しなければならない。
 - 3 第1項に定める復旧にかかる経費は利用者が負担する。

（利用についての責任）

- 第17条 広場及び公園の利用にあたっては、利用者は歌舞伎町タウン・マネージメント及

び新宿区に対して次の各号に定める内容を保障しなければならない。

- (1) イベント等に関する責任は、利用者が負うものとし、歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区は責任及び負担を負わないこと。
- (2) イベント等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びイベント等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること。
- (3) 歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区に対して第三者から広場及び公園を利用に関する損害賠償請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとし、歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区は責任及び負担を負わないこと。

(連絡)

第 18 条 利用者は、第 15 条から第 17 条に該当する事態並びに事故及び怪我等これらに類する事態が発生した場合、直ちに歌舞伎町タウン・マネージメントへ連絡すること。

(報告)

第 19 条 利用者はイベント終了後、速やかに歌舞伎町タウン・マネージメント定める事項を網羅したイベント実施報告書及び事業終了報告書を代表に提出しなければならない。

2 前項に掲げるイベント終了後の報告書未提出組織については、以後甲は、その者からの公共空間等の利用申し出を断ることができる。

(その他)

第 20 条 利用者は新宿区が実施する、広場及び公園の利用に関するアンケート調査等に協力すること。

2 この基準に定めるもののほか、広場及び公園の利用に関して必要な事項は代表が新宿区と協議して定める。

附則

この利用基準は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この利用基準は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この利用基準は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この利用基準は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

この利用基準は、平成 29 年 6 月 26 日より施行する。